

# 青森県報

第四千七百七十一号

平成二十八年  
七月十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 課)	一
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	( 同 )	二
道路の区域の変更	(道 路 課)	二
道路の供用の開始	( 同 )	三
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 政 策 課)	三
特定漁港漁場整備事業計画の公表	(漁 港 漁 場 整 備 課)	六
建設業者の許可の取消し	(東 青 地 区 民 局)	六
右	(中 南 地 区 民 局)	六
右	( 同 )	七
右	(西 北 地 区 民 局)	七
右	( 同 )	七
右	(下 北 地 区 民 局)	七
出先機関		
土地改良区の役員の退任	(三 八 地 区 民 局)	八
土地改良区の役員の住所変更	( 同 )	八

## 告 示

青森県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次とおり指定居宅介護支援事業者に係る同法第四十六条第一項の指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により公示する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年 取 月 日 消
名 称	名 称	平 成 二 六 年 六 月 三 十 日
主たる事務所の所在地	所 在 地	
社会福祉法人 恵生会	三戸郡南部町大字大向字仙ノ木	
平三二の一	三老居宅介護支援センター	
	平三二の一	

青森県告示第四百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次とおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	

1	番号 図面	種 道 路 類 の	路 線 名	変 更 の 区 間	前 後 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
県 道			持子沢鶴田線	北津軽郡鶴田町大字横沼字森口二四三から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の四まで	一八・四〇〇メートルから 一四・五〇〇メートルまで	二二・四〇〇メートルから 三三・一〇〇メートルまで	二六四三・〇〇メートル	

株式会社ク ラ・ゼミ	名称	指定障害児通所支援事業者	名 称	障害児通所支援の 種類	青森県知事 三 村 申 吾
静岡県浜松市中 区田町二二〇の 一五	主たる事務所 の所在地	児童発達 支援	こどもサ ポート教室 ポークラ・ゼ ミ青森青 葉校	障害児通所支援の 種類	
			所在地	青森市青葉二丁 目八の六	
			指定 年月日	平成 二六・七一	

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年七月十一日

青森県告示第四百六十八号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に  
 より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五  
 の二十四第一号の規定により公示する。

株式会社ユ ニバーサル グループ	名称	就労移行 支援	世道会館	十和田市東二 番の五四	十和田市東二十 番町二六の三	平成 二六・七一
有限会社さ かもと	名称	居宅介護	訪問介護事 業所さかも と	五所川原市字鎌 谷町五一九の五	五所川原市大字 広田字榊森五一 の八	"
有限会社さ かもと	名称	重度訪問 介護	訪問介護事 業所さかも と	五所川原市字鎌 谷町五一九の五	五所川原市大字 広田字榊森五一 の八	"

青森県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年八月十日まで青森県県土整備部  
 道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ク ラ・ゼミ	名称	放課後等 デイサービス	こどもサ ポート教室 ポークラ・ゼ ミ青森青 葉校	静岡県浜松市中 区田町二二〇の 一五	青森市青葉二丁 目八の六	"
特定非営利 活動法人そ よかぜ	名称	児童発達 支援	多機能型事 業所+1	八戸市大字長 苗二丁目九の 二	八戸市諏訪二 丁目五の六	"
特定非営利 活動法人そ よかぜ	名称	放課後等 デイサービス	多機能型事 業所+1	八戸市大字長 苗二丁目九の 二	八戸市諏訪二 丁目五の六	"

青森県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年八月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
奥道尾駈有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田三〇二の三から上北郡野辺地町字向田三〇三の一まで	平成二六・七二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

		北津軽郡鶴田町大字横沼字森口二四三から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原七一の一まで	北津軽郡鶴田町大字横沼字森口二四三から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉五〇二の二まで
後		一・二・四〇メートルから 三・一・一〇メートルまで	一・三・三二・〇〇メートル 一・二五〇・〇〇メートル

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 三上修一	株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 前田秀夫	平成二六・二・三
對馬忠雄 青森市本町五丁目一の一七		
株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 齊藤巳千郎		
ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 相馬敏行		
株式会社コーエー 青森市鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄		
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文		
株式会社キクヤメガネ 青森市新町一丁目一の二七 代表取締役 羽田和弘		
有限会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島祐史		

株式会社水水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の二六 代表取締役 加川澄子	成田元秀 青森市長島二丁目一〇の六	株式会社タカキユー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬一〇の一 代表取締役 岩佐行弘	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西二丁目三の五 代表取締役 山田太郎	有限会社リケン洋食器店 青森市新町二丁目二の七 代表取締役 田中晃	株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 成田耕造	株式会社神戸屋呉服店 青森市堤町二丁目二三の六 代表取締役社長 足立均	エム・ワイ有限公司 青森市桜川九丁目一二の二〇 代表取締役 高谷政夫	イオンリテール株式会社 青森市千葉区中瀬二丁目五の二 代表取締役 梅本和典	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

株式会社赤ちゃん本舗 大阪府大阪市中央区南本町三丁目三の二一 代表取締役 佐藤好潔	Asmeエスエム株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	秋田美紀子 青森市本町二丁目七の八	有限会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤博	株式会社グリーンハウスフーズ 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の二 代表取締役 田沼千秋	株式会社リオグループホールディングス 愛知県名古屋市中区平和一丁目一五の二七 代表取締役 横山和幸	株式会社こども服の店ピノキオ 青森市中央三丁目二〇の一四 代表取締役 伊織忠夫	ワイエス株式会社 八戸市大字廿三日町二 代表取締役 吉田誠夫	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の四 代表取締役 矢野博文	株式会社モリエ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 坪井茂則	株式会社ファイブ・フォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇の七 代表取締役 上田稔夫
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
					二七・五・三		二七・八・三			

有限会社グランド 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 葛西幸治	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役社長 寺井秀蔵	株式会社ヒートン 弘前市大字南大町一丁目九の一 代表取締役 伊藤敏明	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良次	株式会社KAZEEインターナショナル 宮城県仙台市泉区北中山三丁目二七の二九 代表取締役 風岡芳弘	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩二丁目四八の一四 代表取締役 木山茂年	株式会社マインドゲームス 青森市橋本三丁目四の一三 代表取締役 佐々木良二	鳥潟務 青森市緑三丁目九の二	株式会社キング 東京都品川区西五反田二丁目一四の九 代表取締役 山田幸雄	株式会社ビービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五三の二六 代表取締役 鈴木直人
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
								二六・一〇・五		

株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	株式会社オンワード樫山 東京都中央区京橋一丁目七の一 代表取締役 馬場昭典	カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の一 代表取締役 横内達治	株式会社ダブリュ・アイ・システム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 濱中洋	有限会社ワールドワイドヴォーグ プロジェクトストーンワールド 新潟県新潟市中央区東堀前通六番町一〇六一の一 代表取締役 中川寿則	ZAKANAKA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六の三 代表取締役 下崎則夫	BRSアイワンアイスクリーム株式会社 東京都品川区上大崎三丁目二の一 代表取締役 渡辺裕明	株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野清
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		二六・八・三〇			二七・四・一	二七・七・六	二七・八・六	二六・四・六

三 届出年月日

平成二十八年六月十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第一項の規定により、日本海北部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社信和工業

二 代表者の氏名 塚本 靖人

三 主たる営業所の所在地 青森市里見一丁目二の一七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一〇〇三七二号

五 取消年月日 平成二十八年六月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 齊藤板金加工所

二 氏名 齊藤 信夫

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字浜の町東三丁目三の九

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第二〇〇三七五号

五 取消年月日 平成二十八年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成二十八年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
 平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小笠原工務店
- 二 氏名 小笠原 俊勝
- 三 主たる営業所の所在地 平川市広船広沢四一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四一七四号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成二十八年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
 平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大丸古川

- 二 代表者の氏名 古川 篤子
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字小曲字沼田五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三七〇六号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成二十八年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
 平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社オーケー美装工業
- 二 代表者の氏名 佐藤 工
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市みどり町三丁目九二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六三三四号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成二十七年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 二本柳板金
- 二 氏名 二本柳 幹夫
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町板子塚七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第六〇〇一〇六号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年七月十一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	鈴木 恒夫	八戸市大字市川町字和野二〇の一	平成六・五・六

土地改良区の役員 の 住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員 の 住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年七月十一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更の 年 月 日
理事	石亀 健	旧住所 三戸郡三戸町大字六日町五〇 新住所 三戸郡三戸町大字六日町四	平成二七・二・二七

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭